運 送 契 約 書

西米良村　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　数　　１台

４　使用する期間

令和 年　　　月　　　日から令和　　年　　　月　　　日までの　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　円（税込）

（内　訳　　１日　　　　　　　　　円 ×　　　日間）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、西米良村議会議員及び西米良村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき西米良村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は西米良村に請求ができないことから、この場合においては、甲は乙に対し、代金を速やかに支払うものとする。

また、西米良村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

７ その他

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　西米良村　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　　所

乙　　住　　所

名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印